

東福寺本坊庫裏	
保存建築物登録年	平成 26 年
対象建築物となる根拠	条例第 2 条第 2 項第 1 号キ
概要・活用方法等	当該建築物に付属する厨房の建替えを実施。あわせて、庫裏本体に耐震改修工事を実施し、建築物全体の保存活用を図る。
工事種別	増築



外観

1. 事例の概要

建物概要	活用前	活用後
主要用途	寺院	同左
構造／階数	木造／地上 2 階建て	同左
建築面積／ 延べ面積	(保存建築物合計) 780.59㎡／783.89㎡	(保存建築物合計) 811.24㎡／824.21㎡
建築年	1910 年（明治 43 年）	
用途地域／防火地域	第一種低層住居専用地域／法第 22 条区域	
意匠設計者	株式会社 KOGA 建築設計室 古賀 芳智 氏	
構造設計者	二級建築士事務所 STKR 小林 強 氏	

2. 歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第 20 条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事 【ハード面での措置】 庫裏小屋組への耐震壁設置による耐震改修 等 水道連結型スプリンクラー設備及び消火設備の設置、 消防車両進入門の新設 等 【ソフト面での措置】 定期的な防災訓練の実施、24 時間体制での警備員の配置、 全館禁煙の実施 等
法第 21 条	高さ 13 m 又は軒の高さが 9 m を超えるため、主要構造部を耐火構造とする必要がある。	
法第 25 条	同一敷地内の木造建築物等の延べ面積が 1,000 ㎡を超えるため、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とする必要がある。	
法第 35 条 (令第 128 条の 2)	同一敷地内の木造建築物等の延べ面積が 1,000 ㎡を超えるため、建築物周囲に幅員 3 m の通路を確保する必要がある。	



厨房内観



厨房外観



水道連結型スプリンクラー、自動火災報知設備